

第3期京都府子ども・子育て支援事業支援計画検討会（第1回）

令和6年10月3日（木）午後4時00分～午後5時30分

京都府庁別館2階 第3会議室

出席者 別添委員名簿のとおり（長澤委員はZOOMで出席）

議事内容

（1）検討会座長の選出について

- ・第3期京都府子ども・子育て支援事業支援計画検討会設置要領により、委員互選で岡崎委員を座長に選出

（2）「第3期京都府子ども・子育て支援事業支援計画」の改定について

○京都府子ども・子育て支援事業支援計画の概要並びに改定の方向性等について説明
（事務局）

- ・現行計画の「京都府子ども・子育て応援プラン」を子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」に求められている内容に絞り込む。
- ・項目建てを法に基づく国の基本指針に合わせる。
- ・新たに、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業等の量の見込や確保方策等を盛り込む。
- ・こども基本法に基づく「都道府県こども計画」に構成する計画の一つに位置付ける。

○主な質疑・意見

（委員）子育て環境日本一推進戦略の内容を何らかの形で明記するという事で一体の計画だということによいか。

（事務局）そう考えている。

（委員）こども誰でも通園制度は国の制度がはっきりしていない中、府の計画の中にどのように入れるのか。また、都道府県の役割は何になるのか。各市町村が量の見込を出し、何箇所でも何人とかまでの見込となるのか。

（事務局）地域子ども・子育て支援事業については市町村で5年分の見込をたて、その方策を考える必要があり、京都府の計画に載せることになる。はっきりしていない中ではあるが、こども誰でも通園についても各市町村において何らかの形で計画に記載が必要となると推測している。何箇所でも何人までとはならない可能性もある。

(委員) 量の見込等については京都府の計画のスピードと市町村の計画の状況をみて反映していくということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 区域の設定とはどのようなものか。

(事務局) 京都府子ども・子育て応援プランの2ページ一番下に記載しており、1号認定は府全域、2号認定・3号認定については保健福祉圏域としている。
この計画の肝になるのが応援プラン46ページの教育・保育の量の見込み及びその確保方策だが、この量の見込みを、圏域ごとに定めて、市町村の方でニーズを把握し、それに対しての確保方策を作っていくことになる。

(委員) 産後ケアの広域調整とは具体的にどのようなイメージか。

(事務局) 例えば、令和3年度に府内でホテルや旅館の場所を使って、助産師を別途手配し、産後のケア・心身のサポート等を行ったが、これは京都府が広域自治体として取り組んだものである。今後、市町村から求めがある場合には、市町村と事業者の契約事務について京都府が参考様式を示す等の支援ができると考えている。

(委員) こども誰でも通園制度を京都府では親支援も上乘せしてくれているので非常に効果的である。

(委員) 保育の就職フェアでは参加者よりブースの方が多く状況であり、教育・保育の量の見込等を支える人材が非常に心配である。

(事務局) 京都府としても、非常に重要な部分であり、計画の中でかなり大事なポイントになると考えている。子ども・子育て支援法62条の2項第4号で、保育士をはじめ、従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項とあり、具体的な保育の実施等は市町村の計画で位置付けられていくと思うが、都道府県としての計画は、人材確保、質の向上の部分盛り込んでいかないといけない。特にこども誰でも通園制度などが始まるにあたって、一番の課題だと認識しており、必要なところである。

(委員) 戦略の中にも人材のことは記載されているが、今回の計画の中でより重点的にやらないといけないと思うので、戦略との関係をどう記載していくか整理が必要。

(委員) 各市町村の人手不足数の調査はあるか。

(事務局) 最低基準上の保育士数と、実際に本当に園が必要とする保育士の数に乖離があり、調査することが難しい。